

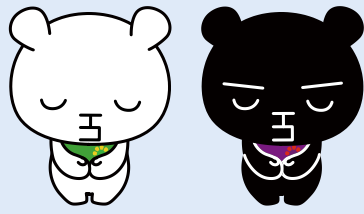
事業系ごみのリサイクルにご協力ください!!



事業系ごみの資源化・減量化の促進として、事業所から出るリサイクル可能な古紙・廃木材の焼却工場への搬入を禁止しています。分別のうえ異物を除去して民間リサイクル事業所へ搬入してください。

なお、プラスチックや金属類など産業廃棄物に該当するものは、産業廃棄物処理施設へ搬入または処理委託してください。

資源物を民間リサイクル事業所へ持ち込むことで、ごみの減量につながるとともにごみ処理にかかる費用を減らすことができ、事業所の経費削減につながる可能性もあります。



民間リサイクル事業所は北九州市のホームページより

事業所から出る廃木材・古紙のリサイクルについて

〈古紙の異物の例〉

- 紙を綴じこむ物
(紙ファイルの留め具・クリアファイル・ガムテープ・ビニールひも等)
- 紙を加工した物
(伝票などのカーボン紙・レシートなどの感熱紙・写真・紙コップ・圧着はがき等)



〈廃木材の異物の例〉

鉄類・アルミ類・金属類・断熱材・樹脂類・石膏ボード・ガラス等

異物は取り除いてリサイクルしてください。

お問い合わせ先：環境局循環社会推進課 ☎582-2187

古着のリサイクル ▶北九州市内では、下記の方法で古着を回収しています。

市民センターでの回収

市内の一部の市民センターに、古着回収ボックスを設置しています。回収している市民センターは、市のHPをご確認ください。

集団資源回収での回収

お住まいの地域の自治会等の団体が、古紙とともに古着を回収している場合があります。回収日等は、自治会等にご確認ください。

協カクリーニング店での回収

市内の一部のクリーニング店で、古着を回収しています。回収協力店舗については、市のHPをご確認ください。



【注意】衣類であっても回収できない素材のものがあります。回収対象の衣類については、HPをご確認ください。



お問い合わせ先：環境局循環社会推進課 ☎582-2187

くわしくは

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/01100041.html>

家電4品目の処分 ▶エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

不用になった家電4品目（「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」）は、「消費者がリサイクル料金を負担すること」「販売店が引き取ること」「家電メーカーがリサイクルすること」が法律で義務付けられています。処分する際は、購入した小売店、または市内の指定取引場所（西日本家電リサイクル(株) ☎771-4551）に引き渡してください。



適正処理の確保のため無許可の家電無料回収業者を利用しないでください!

くわしくは

お問い合わせ先：環境局循環社会推進課 ☎582-2187

